

2025 年度（第 1 期） 事業報告書

自 2025 年 12 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

公益財団法人 八十二みらい財団

1. 法人の概況

- ・ 2025 年 12 月 1 日、一般財団法人八十二みらい財団として設立
- ・ 2026 年 3 月 3 日、長野県知事より公益認定を受け、公益財団法人へ移行
- ・ 本事業年度は法人設立初年度であり、2025 年 12 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの短縮事業年度である

2. 事業の状況

（1）公益目的事業

- ・ 当該事業年度においては、設立初年度であること、公益認定取得手続きに注力したため、定款に定める公益目的事業の実施には至らなかった。

（2）公益目的事業の実施に向けた準備状況

- ・ 公益目的事業の円滑な実施に向け、以下の準備業務を実施した。
 - ア. 公益認定書類の作成
 - イ. 事業計画・収支予算等の検討
 - ウ. 組織運営体制及び内部規程の整備
 - エ. 公益事業開始に向けて関係機関等との折衝

3. 寄付金の受領状況

当該事業年度において、当財団の設立趣旨に賛同いただいた法人から寄付金を受領した。なお、受領した寄付金については、次期事業年度以降に公益目的事業の原資として活用する予定である。

（1）株式会社八十二長野銀行

- ・ 寄付金総額：30 億円
- ・ 一般寄付として

- ・ 使途：奨学金給付事業等の公益事業を実施するため
当該寄付金は定款第 9 条に基づき適切に管理し、次年度の公益目的保有財産（有価証券等）取得の原資とする予定

（２）昭和保険サービス株式会社

- ・ 寄付金総額：１億円
- ・ 指定寄付として
- ・ 使途：奨学金給付事業等の公益事業を実施するため

４．管理運営の状況

（１）理事会の開催状況

ア．第 1 回理事会（2025 年 12 月 10 日）

- （ア）基本財産の運用の件
- （イ）「八十二長野銀行への協議報告規程」「職制規程」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「経理規程」制定の件
- （ウ）（報告事項）行政当局へ法人設立届出

イ．第 2 回理事会（2026 年 2 月 18 日みなし決議）

- （ア）長野県知事に公益認定申請を実施する件
- （イ）評議員会決議事項の提案に関する件
 - ①定款変更の件
 - ②評議員辞任にともなう評議員 3 名選任の件
 - ③理事辞任にともなう理事 2 名選任の件
 - ④監事辞任にともなう監事 2 名選任の件
 - ⑤役員報酬規程制定の件
 - ⑥役員報酬等の総額決定の件
- （ウ）旅費規程制定の件
- （エ）主たる事務所移転の件

ウ．第 3 回理事会（2026 年 2 月 27 日）

- （ア）（報告事項）代表理事の職務執行状況

エ. 第4回理事会(2026年3月4日みなし決議)

(ア) 理事長(代表理事)選定の件

(イ) 常務理事(業務執行理事)選定の件

オ. 第5回理事会(2026年3月24日みなし決議)

(ア) 株式会社八十二長野銀行から寄付金を受領する件

(イ) 昭和保険サービス株式会社から寄付金を受領する件

(ウ) 「情報資産管理規程」「役職員情報の保護に関する取扱基準」「反社会的勢力対応管理規程」「インサイダー取引未然防止規程」「特定個人情報の取扱に関する基準」「業務委託管理規程」制定の件

(2) 評議員会の招集・提案

ア. 第1回評議員会(2026年2月19日みなし決議)

(ア) 定款変更の件

(イ) 評議員辞任にともなう評議員3名選任の件

(ウ) 理事辞任にともなう理事2名選任の件

(エ) 監事辞任にともなう監事2名選任の件

(オ) 役員報酬規程制定の件

(カ) 役員報酬等の総額決定の件

5. その他重要事項

(1) 公益認定取得

・2026年3月3日付で長野県知事より公益認定を取得し、公益財団法人へ移行した。